

教育委員会議事録

令和2年2月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和2年2月定例会)

- 1 日 付 令和2年2月7日(金)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江
教育委員 海野 恵子 教育委員 酒井 道子
教育委員 濱田 望
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 萩原 明美
参事兼教育総務課長 中込 紀美子 就学支援課長兼指導主事 小林 丈記
参事兼教育支援課長 和田 修二 学び支援課長 外村 智昭
- 5 書 記 教育総務課主幹兼総務係長 栗本 欣幸 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
- 日程第1 報告第2号 令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について
- 日程第2 議案第5号 海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正について
- 日程第3 議案第6号 海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正について
- 日程第4 議案第7号 海老名市学校運営協議会規則の一部改正について
- 日程第5 議案第8号 令和2年度ひびきあう教育実践委託事業費に係る「特色ある取組加算額」について(非公開事件)
- 8 閉会時刻 午後4時45分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会2月定例会を開会いたします。

本日は傍聴希望者はありませんので、このまま進めさせていただきます。ただ、途中であった場合には入室を許可することになりますので、よろしくお願いいたします。

今会の署名委員は、酒井委員、平井委員にそれぞれよろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは初めに、**教育長報告**をいたします。

まず、主な事業報告でございます。

1月17日（金）は、教育委員会1月定例会がありました。その日に、初任者授業参観（上星小学校）、海老名警察署員を励ます会と校長教頭合同懇親会賀詞交歓会で皆さんにも来ていただいたところでございます。

18日（土）は、海老名市役所401会議室で海老名市防災講演会が行われました。

19日（日）は、交通指導員指導始式で、海老名市駅伝競走大会・えびなっ子駅伝大会もあつた日でございます。今年の駅伝は、過去最大級の参加者が集まって、盛大に行われました。来年は50周年なので、トロフィーとかを新調して、良いものを作ると聞きました。

20日（月）は、海老名市文化団体連合会新年会がありました。いじめ問題対策連絡協議会がありました。

21日（火）は、合格祈願豆腐贈呈セレモニー（海西中学校）がありました。

22日（水）は、初任者授業参観（門沢橋小学校）、学校用務員連絡会議がございました。総合教育会議学校紹介依頼（有鹿小学校訪問）をいたしました。海老名市医師会新年会がありました。

23日（木）は、現職教育運営協議会ということで、今年度の市教職員のための研修会についての反省会を行ったところでございます。G I G Aスクール対応打合せですけれども、海老名市もG I G Aスクール構想への対応に向けて、3月市議会定例会の議案で、補正予算という形で、環境整備をしていきます。令和5年度までに小中学生、全国で1人1台パソコンを使えるようにする。そのためには全部の学校施設でW i - F iが使えるような形にします。これには、国が費用の2分の1の補助を出すということでございます。

24日（金）は、週部会があつて、柏ヶ谷小学校ひびきあう教育研究発表会ということで、皆さんにも来ていただきました。雪に関する情報連絡会が開かれました。

26日（日）は、新春はやし叩き初め大会には皆さんに行ってください、私はMOA美術

館全国児童作品展表彰式（銀賞受賞）、海老名市は2年連続ということで行ってまいりました。

27日（月）も、雪に関する情報連絡会があったところでございますけれども、雪自体は、夜、少し白くなったぐらいで、雨で済んだところでございます。よりよい授業づくり特別版（海老名学校）が行われました。

28日（火）は、東柏ヶ谷小学校給食異物混入事案対応ということで、報道機関にも掲載させてもらったところでございます。ミートソースの中に丸い布切れみたいなものが入っていたということで、まだ原因は特定されておられません。アップリケか何か、アイロンで貼る飾りのようなもので、裏面の黒い繊維が剥がれたような感じなのです。例えば花びらの形に切って貼ったものが衣服から剥がれた、またはバッグから剥がれたような感じで、調理場は点検したのですけれども、そこには原因がないと。ただ、そうなると、誰のというのは特定できませんので、今その状況を調べているところでございます。

続いて、最高経営会議がございました。さつき会市政懇談会、海老名青年会議所新年会がございました。

裏面に行って、29日（水）は、週部会、市長定例記者会見がございました。市長定例記者会見では、危機管理課が10月19日の避難の状況をまとめていますので、そのことについて記者から質問がありました。やはり、ペットと一緒に避難ということで、市としてはこれからどのような形で受け入れるかを検討しなければいけない、いろいろその対応策を練らなければいけないということなのですけれども、他市の対応状況等を見ながら、海老名市としては、その検討を進めていきたいという返答でございました。

学校ICT活用推進協議会がございました。総合教育会議出演依頼（海西中学校合唱部訪問）をしてきたところでございます。今月の総合教育会議のオープニングは海西中学校の生徒の合唱から始まります。それが終わって、会議の後は有鹿小学校の学校紹介をするのですけれども、有鹿小学校はどうも5・6年生の有志による鼓笛を披露するということです。とても良い取り組みだと思っているところでございます。楽しみにしててください。

続いて、30日（木）は、臨時県央教育事務所管内教育長会議で、その後、県央教育事務所管内教育長会議がありました。なぜ臨時会が行われたかということ、実を言うと今年も教職員の不祥事案が多くて、特にわいせつ事案等が非常に多かったため、神奈川県教育局長が来て、神奈川県としての注意が各市町村教育長に対してありました。直近の事案は綾

瀬市でありました。綾瀬市の事案は、男性教諭が教え子の男の子に対してわいせつな行為をしたということです。

ほかにも、男性教員がプールの更衣室に自分のカメラというか、携帯をセットしたらしいのですが、それを生徒が見つけたらしいのです。それをセットした先生に届けたと。その先生は、自分の携帯でなく、ほかの先生が置いていた携帯を持って、校長先生に、生徒がこういうのを見つけて持ってきましたと言ったということです。その後、調べたら、画像には何も写っていなかったらしいのだけれども、そこでほかの先生のを渡したということで、これは許せない行為と。もちろんその前のことも許せない行為なのですけれども。そんな事案もありました。

このような事案、不祥事は、毎年いくらこうやって神奈川県教育委員会、神奈川県教育長が文書を出しても減らないのですよ。私自身が考えている教職員の不祥事は、校長先生を中心に学校の中で教職員が学級経営をちゃんとやって、みんなが自分のモチベーションを高く、認められた仕事をするという環境をつくるほうが不祥事防止にはつながるかなと思って。そうでないと、何回注意しても、何回同じ文書を出したとしても、ここ数年減らないので、県として教職員の働き方改革も含めて、根本的な対策、見直しが必要かなということで進言はしてあるのですけれども、どのように県が対応しているかは分かりません。その後は通常の県央教育事務所管内教育長会議がございました。

31日（金）は、相模国分寺跡保存活用部会がございました。後でも触れますけれども、相模国分寺跡が100周年になるのを機に、その活用計画についてちょっと具体を出して進めていこうというような部会です。どのように活用するかの計画をこれから具体的に作ることにあります。

2月に入って、1日（土）は、コミュニティ・スクール連絡会ということで、19校のコミュニティ・スクールに携わった方々が集まって連絡会を開きました。その後、叙勲祝賀会がございました。

2日（日）は、海老名市学校給食シンポジウムが行われました。今日のタウンニュースにも載っていたのですけれども、40名ほどの方が来られました。やはり自校方式ではできないのですかとか、実施するまでの間、ご飯とか、どんなことを考えていますかとか、そういう質問が出たところでございます。反対の意見とかは出ないような状況でございました。

3日（月）は、朝のあいさつ運動（有馬小学校）に行きました。この辺の景色を見てい

ると、本当にすっきりするとか、森に囲まれているとか、大きい木に囲まれた中で朝のあいさつ運動をするというのはとても良いなと思ったところでございます。えびな駅西口にバスを1台停めて、有馬小学校に通いたい児童はそれで通うなんてことができたから、教育としてひとつ良いことかもしれないと考えたところでございます。

続いて、神奈川県インクルーシブ教育推進課長あいさつがありました。教育課題研究会、皆さんに来ていただいて、濱田教育委員辞令交付式がございまして、教育委員歓送迎会を行ったところでございます。

4日（火）は、令和2年度新採用予定教職員面接ということで、4日、6日、今日の午前中まで、来年度の海老名市新採用予定教職員面接がございました。小林就学支援課長、全員で何名でしたか。

○就学支援課長 29名です。

○伊藤教育長 海老名市では来年度の採用とか、神奈川県の採用なのですけれども、海老名市に赴任、勤務する教職員は29名でした。私はいつも教職員の面接をしています。伊藤教育部長も出ていますので、その感想を述べてもらいたいと思います。教育部長、面接の感想をどうぞ。

○教育部長 私は、29名全員の面接はできなかつたのですけれども、その中で感じたのは、もう早い時期から教員になるのだという夢を持って取り組んできて、その中でも海老名でやりたいという夢をかなえた若者と面接することができて、面接していて、ある意味、楽しいような面接で、うれしさ満開、笑顔いっぱいの顔で喜んでいるのを見ると、今の気持ちを大切にしながら、これからの教員生活を送ってほしいなと思いました。面接している我々の方が若者から力をもらえるような面接で、こういうことができるのはありがたいなと思って。なかなか教育部でないとできませんので、いい経験をさせていただきました。

○伊藤教育長 皆さんは4月1日の辞令交付のときに、新採用教職員には会うことができますので、よろしくお願いします。

続きまして、海老名中学校ひびきあう教育研究発表会がございました。

5日（水）は、教育支援センター運営協議会がありまして、よりよい授業づくり特別版（大谷中学校）。

6日（木）は、2月校長会議がございました。部活動推進協議会でございます。

7日（金）は、令和2年度新採用予定教職員面接、午後は教育委員会2月定例会でござ

います。

それでは、主な事業報告について、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

○濱田委員 23日のG I G Aスクール対応打合せ、先ほど予算額がという話がありましたけれども、どういう内容の打合わせをやられたのですか。

○伊藤教育長 G I G Aスクール対応打合せの内容なのですが、和田教育支援課長、今の予定では海老名市ではG I G Aスクールというのはどのように受け入れる予定ですか。

○教育支援課長 先ほど教育長からもありましたけれども、令和5年度までに1人1台なのですが、その詳細といいますか、海老名市には今児童生徒が約10,500名いらっしゃるのですが、そのうちの3分の1に当たる3,500名分、つまり3,500台は市費で1人1台タブレットを実現させていきます。残りの7,000台については、ここで国の補正が出ましたので、それで整備していくということです。小学校ではタブレットの配備が既に進んでおります。今後急速に増加していくのですが、中学校はまだタブレットがあまり入っていない状況なので、中学校の学習環境の変化が大きなポイントだと考えております。

○教育総務課長 W i - F i の環境を整えるのに3月の補正で対応していく予定なのですが、そういう環境整備を行うため、令和2年度、全校で工事に入っていく予定です。

○濱田委員 ソフトとか、例えば機種を選定とか、そういうのはもう国がもうある程度決めてくるのですか。

○教育支援課長 国では幾つか例を挙げているのですが、海老名は今後検討していく必要があると思います。ただ、小学校は既にi P a dが入っていて、それをベースに先生方の指導方法も進んでいるところでもありますので、i P a dを入れていく方向になるのかと思います。中学校の機種については大きなポイントで、現在県立高校がChromebookという、余計なものを入れていない簡易的なパソコンなのですが、それを整備していることを踏まえて、中学校はやはりキーボードが打てる情報機器を入れるという検討を令和2年度には行いたいと思っています。

○酒井委員 G I G Aスクールが導入されると、イニシャルコストで570,000,000円かかるのですよね。その後、W i - F i につないで運用していくのには毎年どれぐらいかかるのですか。

○教育支援課長 国で補助をいただけるのは、タブレット1台につき定額45,000円なのです。それについては国の費用で行っていくのですけれども、それにかかるランニングコストは市が負担するようになるので、やはり市の負担が多くなっていくのは否めないところ
です。

○伊藤教育長 今でもリースでやっているし、iPadも通信料とかでランニングコストはかかっているのです。ただ、現状でも、例えば中学校のパソコン教室に入っているパソコンでも、ランニングコストってかなりかかるのですよ。ただ、今ここで日本が国際教育競争に負けるわけにいかないのです。実を言うとほかの国はかなり進んでいるのです。酒井委員がアメリカに行ったら、学校からメールはこれです、とおっしゃったように、そういう世界でみんな生活しているし、外国語教育のときも同じなのですけれども、逆に東南アジアとか、中国とか、韓国がすごく進んでいるのです。だから、経済界というか、経産省としては、そこに遅れをとるわけにはいかないのです、ここでかなり国が補助を出してということなのですけれども、教育界の中でそれをどのように活用するかといったら、またさまざまな議論が必要となります。でも、確かなことは、子どもはとても喜ぶということです。子どもたちは本当に楽しそうに授業で操作しているというのは確かだと思のです。だから、教職員は、それを活用するための指導力というか、授業でこれを活用する力はまた、研修等でどんどん磨いていく必要があると思います。

○海野委員 2月1日のコミュニティ・スクール連絡会でちょっとお伺いしたいのですけれども、さまざまな学校があると思うのですけれども、皆さんのお話し合いで、これから先、このようにしていこうというか、何か新しい情報が出ましたら教えてください。

○教育支援課長 ご説明いたします。コミュニティ・スクール連絡会は各校からの学校運営協議会委員に出していただきまして、合計で21名の参加がありました。主な狙いとしては2つあります。1つは、ほかの学校では学校運営協議会でどのような話し合いがされているのかという情報共有、2点目は、これからの学校運営協議会を活性化していくためのやり方ですね。模擬熟議等の演習が大きな狙いとなっています。講師としてCSマイスター、コミュニティ・スクールマイスターという方をお呼びして、海老名市の状況を見ていただいた上でご講義もいただいたのですけれども、その模擬熟議の中で事例を示して、5グループに分かれて、実際に模擬熟議をやりました。今、学校で行われている学校と地域が連携した取り組みをもとに、この狙いは何なのか、どのようにすればもっとこの学びが高まるか、そういうものを学校運営協議会の方に話し合ってもらおうという熟議をしていた

だいたところでは。

○伊藤教育長 これからどうだと海野委員が言うように、それぞれ特徴的で、その情報交換。それはそれで学ばばいいのだけれども、例えば学校が説明して、その人たちが聞いて何もなかったら、はい、おしまいですというのは一番陥ってほしくないところなので、そこでみんなが話し合う勉強、要するにシミュレーションをして、話し合いの場を模擬で行ったところがございます。でも、かなり盛り上がったと聞いているのですけれども。

○教育支援課長 事例自体がとても親しみのあるもので、例えば柏ヶ谷小学校の夏に地域と先生が体育館で行っている事業や、田んぼを使った地域との連携なんていう事例をもとにお話をしたので、とても盛り上がって。また、学校運営協議会の方も、話し出すとすごい話が長くて、時間を区切ったのですが、盛り上がり過ぎて、なかなか協議の時間が足りなかったという実情もありました。

○海野委員 コミュニティ・スクールの講師の先生はどなたがいらしたのですか。

○教育支援課長 講師の方は、現職は神奈川県立総合教育センターにいらっしゃる元高校の校長先生です。文部科学省がCSマイスターとして認定されている方でございます。

○伊藤教育長 当日、文部科学省の人が来たのだよね。

○教育支援課長 こういう取り組みは全国的にもなかなか珍しい、素晴らしいということでした。

○海野委員 もう1つ、コミュニティ・スクールの代表の方だけではなくて、もう1人とかということは考えていないのですか。代表の方は結構ベテランなので、全て理解されていると思うのですけれども、一歩先に進んで、もう1人どなたかということは考えられていないのでしょうか。

○教育支援課長 今年初めての取り組みで、呼びかけは行ったのですけれども、土曜日の午前中ということで、集まっていたのは21名という現状です。

○海野委員 わかりました。今後を期待させていただきます。

○濱田委員 職員の面接をやられたということなのですが、教職員の方は来年度から29名。過去の新採用はどのぐらいの人数で推移していらっしゃるのかというのがわかれば教えてもらいたいのですけれども。

○伊藤教育長 細かな数は調べなければわかりませんが、概数で担当から説明します。

○就学支援課長 昨年度は、小学校が10名、中学校が6名程度です。昨年より前は、正確

な数字はちょっと記憶にはないのですけれども、大体20名前後です。今年度の特徴としては、養護教諭を2名お迎えするつもりでいます。それから、事務職員をお迎えすることを予定していますので、そこで3名多くなっているのと、年度途中で先生の確保が非常に難しい状況にありますので、平成31年度、令和元年度よりも新採用の先生を多くお迎えしているという状況にあります。

○伊藤教育長 基本的に海老名市としても毎年100名ぐらい先生が足りないのです。非常勤講師での補充をのぞくと。それを、できれば新採用で埋めていくのですけれども、県はそこまでの枠はとっていないから、多分今年も最初から欠員ということで、本来なら採用試験に合格した人を入れなければいけないのだけれども、そこは欠員が生じてしまっているのが現状です。だから、欠員解消をできるだけ進めていきたいのですけれども、一度に採用すると、その先、児童生徒数が減っていったときに、逆に新しい先生を採用できないということがあるので、そういう意味で神奈川県は非常に慎重に採用枠を絞っているところはあります。今の海老名市の現状で、小学校で50代前半から、中学校では40代の先生たちが全然いなかったのは、その前の年代のときに教職員が足りなくて、大勢採用したら、その後、もう採れなくなったという経過がありますので、そういう意味でも大体均等に採るようにはしています。だから、今年は多目に採ってありますけれども、20名から30名、海老名市では毎年新しい人が入ってきているような状況です。

○平井委員 2月3日に県インクルーシブ教育推進課長があいさつに来られていますが、県のインクルーシブ教育の方向性はどのようになっているのですか。

○伊藤教育長 県はインクルーシブ教育を進めたいということで、県の具体の施策として、実を言うと、支援級まではいかないですが、高校でも支援の必要な子どもたちが普通受験で入れるような形にはなってきているということです。あとは、12月議会でも出たのですが、特別支援学校に行っている子どもたちの居住地交流みたいなものを進めるに当たって、例えば、海老名市の子どもがえびな支援学校に行ったときに、住んでいる市の小中学校にも籍があって、特別支援学校にも籍があるという二重の学籍のとり方になるのですけれども、それを他県で進めているところがあって、それについて神奈川県でもどのように進めていくか検討しているそうです。でも、神奈川県としては二重の籍を置かなくても、居住地交流を個別の計画として就学支援をやっている状況から、例えば海老名市の子どもがえびな支援学校に行くとしたら、海老名市で就学支援をやっている段階から、もう既に居住地交流について、海老名市で措置するのだけれども、どんな計画を進めるかを話し合

うようなシステムにしたいということが1つです。

あとは、海老名市は立地がとても便利なので、全県の大会を海老名市で行いたいということで、例年のことにはなりませんけれども、そのお願いに来られました。

よろしいでしょうか。

それでは2点目です。「温故館」は大切な海老名の顔であるということ」ということで、ちょっと書いてみました。

海老名市立郷土資料館「温故館」の現在の建物は、大正7年に村役場として建てられたもので、実は昭和41年まで、村役場・町役場として使用されていたということです。

その後、昭和42年に新しい庁舎ができて、そこに移動したということです。昭和のその時代まであの温故館で、町役場として行政が進められたということはすごいことだと思って。あの建物の大きさではおさまらないでしょうと言ったら、前の角の消防小屋、分庁舎みたいに周りに建物を幾つも建てて進められたということです。それを移設して、町役場としての役割は終わったのですけれども、昭和57年に旧村役場として建物を保存するときに、では、ここは郷土資料館の「温故館」として保存しましょうということで、決まったということが書いてあります。

それで、平成23年に、老朽化等の対策をどうするかというので結構もめましたけれども、結果的には移設して、耐震補強をして、現在の場所にあるということでございます。

「温故館」は、相模国分寺跡のそばに、海老名の歴史を語る場として、変わらず、ゆっくりそこにあると言えるのではないかなと思います。ただ、海老名市は、駅のほうの開発で本当に目覚ましい発展を遂げました。海老名って何ですかと尋ねると、駅前の方のことを皆必ず言います。ららぽーとに来ているとか、映画館があるから来ているのだと言います。そういう中で、確かに多くの人が集まって、多くの人に住みたいと思うまちとしてにぎわいが広がっていると思います。

そうやって考えたときに、西口は発展しているのだけれども、ここに「恥ずかしながら」と言っているのですけれども、私としては、文化財を所管しながら、まちが発展すればするほど「温故館」を海老名の顔として、大切にしなければいけないなど逆に思ってしまうことをそこに書いてあります。「温故館」から見渡せる相模国分寺跡は、大正10年3月3日に、全国で初めての史跡として国指定を受けたということでございます。来年、令和3年3月3日とその100周年に当たるということで、教育委員会としては、先ほどの相模国分寺跡保存活用部会もありましたけれども、教育総務課長のもと、文化財係を中心に

今、市制50周年とあわせての記念事業を企画しているところです。

まさに、「温故館」がここで100年ということで、かなり多くの市内外の人が来るので、そういう意味でも、「温故館」はやっぱり海老名の顔として大切に保存整備を続けなければいけないなと思っているところでございます。

実を言うと、文化財に関しては、本当に好きな人というか、研究している人たちが日本中にいて、年に1回、文化財の講演会を開くと県外から来る人もいるのですよ。海老名市内の人たちも、例えば史跡ボランティアの枠をとるのも大変なぐらいで、神奈川県内からそういう人たちが来る。だから、「温故館」自体はそのときにかかなり多くの人 coming しているのかな。

そうやって考えると、「温故館」をきれいにしたい。私も気持ちを込めて、この夏あたり、もう少しペンキを塗ったほうがいいかなということで、教育部職員総出で温故館のペンキ塗りをしたいかなと思ったりもしているところでございます。

私は、その後も、大正時代に建てられた西洋風の木造の村役場が、「温故館」として、まちがどのように発展・変化しても、変わらずゆっくりとそこにあってほしいと願っていますということです。私としては、文化財施策にも、職として、力を入れなければいけないなと考えているところでございます。あそこには結構人が来ているので。「温故館」に行ったら、ああ、ここもすごく大切に、きれいに保存して、それも活用するような視点があるのだなということをはかの人たちにもわかってほしいなということで、今日は書かせていただきました。

何か意見等ありましたら。

○濱田委員 意見というか、一応確認のために。昭和41年まで役場として使っていましたが、当時はもう町でございまして、昭和30年に合併した有馬村の庁舎がまだあって、あちらに一部機能、水道局、有馬水道なんかは向こうにいましたので。ここだけに全部が集中していたわけではありません。

この建物はかなり古くて、100年経っていますから、相当耐震補強していると思うのですよ。ですから、外観的には昔の洋風の非常にすばらしい建物なので、おっしゃるとおり大切にしたいですね。ただ、暑い日のペンキ塗りはやめたほうがいいかもしれません。

○伊藤教育長 わかりました。ご指摘ありがとうございます。

あそこが100周年、令和3年3月3日は1つの契機だと思うので、歴史の海老名ということで、皆さんに知ってもらえるようにしたいと思います。

それでは、今回は、教職員への便りは、まだ2月号を出しておりませんのでご了承ください。

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

日程第1、報告第2号、令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、報告第2号でございます。令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱についてでございます。海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

資料を1枚おめくりください。資料3ページをご覧くださいと思います。非常勤特別職（教育支援センター運営協議会委員）の委嘱についてでございます。

教育支援センター運営協議会委員につきましては、教育支援センターの業務を適正かつ円滑に進めるための連絡協議機関の委員でございまして、委嘱期間につきましては令和元年12月1日から令和3年3月31日でございます。一昨日、運営協議会がございまして、教育長から直接委嘱状を渡したところでございます。

提案理由といたしましては、前任者の所属する民生委員児童委員の任期満了に伴い、委員の変更があったためございまして、新たに委嘱する方は、こちらに記載のとおり榮芳朗氏でございます。委嘱等内容については新規の委嘱です。

資料をおめくりください。5ページが海老名市教育支援センター運営協議会委員名簿でございまして、運営協議会委員名簿の6番の榮芳朗氏を令和元年12月1日より委嘱したものでございます。

なお、それ以外の委員につきましては、海老名警察署、また、有馬高等学校、海老名中学校、門沢橋小学校のそれぞれ校長等、さまざまな分野の方から運営協議会は成り立っておりまして、教育支援センターの運営について、さまざまな方向からご意見等をいただいているものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○伊藤教育長 説明がありましたけれども、これについては民生委員児童委員の代表者の方の任期がここでかわりました。前は川畑重昭さんという海老名の教員経験者が務めて

いたのですけれども、今度の榮委員も、自分が話したときには私も元教員ですということでお話がありましたので、これについては任期満了に伴う新規委嘱ということでよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、報告第2号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第2号を承認いたします。

○伊藤教育長 続きまして、審議事項に入ります。

日程第2、議案第5号、海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正についてを議題とします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料をご覧ください。資料7ページでございます。議案第5号、海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正についてでございます。こちらにつきましては、別紙のとおり、海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正につきまして議決を求めるものでございます。

資料をおめくりいただきまして、資料9ページをご覧ください。こちらに規則の一部改正についての概要を記載させていただいております。

まず、2の改正理由及び内容をご覧ください。令和元年12月19日開催の教育委員会12月定例会において、「海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正に」について審議・決定いただきまして、12月25日付で公布いたしましたところでございます。

しかしながら、2点の誤りがあったことから、改めまして規則を改正したいものでございます。

まず、1つ目の誤りといたしましては、改正文の条項の誤りでございます。規則第6条の規定を改正することにつきまして審議、ご決定をいただいたものでございますが、改正文が第3条になっておりまして、誤った改正文で告示を行ったものでございます。こちらは資料をめくっていただきまして、13ページをお開きいただきたいと思います。13ページの資料の右上に「改正文(旧)」とございます。改め文と申しますけれども、「第3条中『第22条第5項に規定する職員』を『第22条の3に規定する臨時的に任用される職員』に

改める。」という規則でございましたが、ここの「第3条中」が本来は「第6条」でございました。したがって、こちらの規則について廃止をするような形になります。

こちらの12月19日の定例教育委員会で可決いただいたものを取り消すのが、資料は戻っていただきまして、11ページをお開きいただきたいと思います。11ページの資料右上に「改正案（新）」とございます。その一番下でございますけれども、附則の2をご覧くださいいただきたいと思います。「海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（令和元年教委規則第9号）は、廃止する。」ということでございまして、先ほど申し上げましたとおり、本来第6条を改めなくてはいけなかったところを、第3条を改めるとした規則について、11ページの附則の2で廃止することがまず1点ございます。

続きまして、資料を行ったり来たりで大変申しわけないのですが、資料9ページにお戻りいただきたいと思います。資料9ページの改正理由及び内容の(2)をご覧ください。こちらにつきましては改正内容の誤りでございまして、改正内容であります「臨時的任用職員」の定義につきましては、地方公務員法に限らず、他の法律にも規定があることから、地方公務員法に限定しないようにしなければならないことから、この該当箇所を削る必要がある旨が示されたということで、こちらの誤りを正すものでございます。

こちらの内容につきましては、また資料を行ったり来たりで申しわけないのですが、資料15ページをご覧くださいと思います。資料15ページには、海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の新旧対照表を載せさせていただいております。こちらの右の列の旧（現行）をご覧くださいと思います。「前条第1項に規定する職には、臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の第5項に規定する職員をいう。）又は非常勤職員をもって充てる。」という規定が現行の規定でございまして、先ほど申し上げました臨時的任用職員については、その後ろの括弧書き、地方公務員法に規定する職員以外にも、他の法律にも臨時的任用職員という規定があることから、こちらの規定を削除するものでございまして、新旧対照表の左、新（改正）の列をご覧ください。ご覧いただければおわかりになりますように、第6条といたしまして「前条第1項に規定する職には、臨時的任用職員又は非常勤職員をもって充てる。」という改正を行うものでございます。

このような内容で改正を行うのですが、改正案（新）の11ページをお開きいただきたいと思います。こちらが海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則でございまして、この中で「海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関

する規則の一部を次のように改正する。」ということで、まず1点目が、先ほど新旧対照表でご覧いただきました臨時的任用職員の規定につきまして、地方公務員法に限定するものではないことから「(地方公務員法(昭和25年法律第216号)第22条第5項に規定する職員をいう。)」という文言を削るのが1つの改正でございます。

また、附則の2といたしまして、さきに申し上げましたとおり、12月の定例教育委員会で可決いただきました改正文の条項が誤っていたことにつきまして、こちらの附則で、12月定例会で決定していただいた内容を廃止するという改正案となっております。こちらの規則につきましては令和2年4月1日から施行するものでございます。

なお、先ほどこの改正、まず規則第6条の規定を改正することについてご決定いただきましたが、改正文が第3条になっていたことにつきましては、我々教育委員会事務局がしっかり対応しなくてはいけなかったところ、このような誤りを行って、再度このようにご審議いただくことに関しましておわび申し上げるところでございます。申しわけございませんでした。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 ただいま説明がありましたが、2点の改正があるということで、教育部長も説明に非常に苦慮しているような状況があったのですけれども。1点は、私も事務局の長ということで、12月に1度決めたものを改正せざるを得ないということで大変申しわけなく思っておるところでございます。また、その後、改正に当たって改正文を示したところ、市長部局から、臨時的任用職員についての内容の文章は削除したほうが良いという意見もあって、それら2つが重なって、ここで改正をさせていただくものでございます。

ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○海野委員 市長部局から示された臨時的任用職員の定義というのは、前から気がつかなかったことなのでしょうか。

○教育部長 この改正自体が会計年度任用職員という新しい制度が導入されることに伴いまして規則を改正するという中で、もともとの臨時的任用職員として地方公務員法に規定する職員を言うという規定がありましたので、その部分につきましては我々としてもそのまま踏襲されるという判断でありました。また、市長部局もその時点ではそのような考えであったところが、いろいろなほかの法律等と照らし合わせた中で、今回の制度導入に当たっては、地方公務員法に限らずに、臨時的任用職員という規定に幅を持たせることが、市長部局から示されたところでございますので、最初の時点ではもうこのまま地方公務員

法の定義が生きるというような認識を、我々も、市長部局も、ともに持っていたところでございます。

○酒井委員 海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則、こちらの資料で言うと17ページから書いていらっしゃるのですけれども、これは改正なので、すみません、附則の部分に令和2年年4月1日から施行とあるのですけれども、実際は設定された最初の平成何年からとかという日付があるものなのですか。

○教育部長 17ページからの規則については先ほどの規則を改める規則が溶け込んだものとなっておりますので、ここについては17ページからの規則について4月1日から施行するような形になっております。

○酒井委員 では、附則のところにもいろいろ改正したものを取り消しますとか、そういうものはなくても、手続上は大丈夫なものですか。

○教育部長 附則の中で改正の経緯が載るようなこともあるのかなと思うのですけれども、今回の規則の改正については、改正部分が溶け込んだ状態で、最終の施行日を附則に載せる形で資料としております。

○伊藤教育長 法律でも附則でずっと経緯があるものがありますね。何年改正、何年改正と。今回のものは4月1日からのものということでございます。

○濱田委員 質問ではなくて、酒井委員は多分改正履歴がわからなくなってしまうという疑問を持たれたのではないかと。改正履歴がわからなくなってしまうと、今回12月15日付で告示した告示文を削除するというのも全部消えてしまっているという疑問ではないかなと思うのですけれども。例規集に載っている規則の一番上には何年施行で、改正何年、何年と載っているかもしれないけれども、改正履歴がわからなくなると困るのではないかなと。これはもう意見です。

ただ、これだけ法律がいろいろ変わってしまうと、これからまさに厳しくなってくる、チェックもしづらくなってくるのではないかなと思うのですよ。だから、みんな規則を所管する部署は持っているかもしれないけれども、改めて所管規則をチェックする必要があるのではないかなという感じはしました。

○教育部長 条例なんかで附則で改正履歴が全部こちらに載るときは、この条項に全部載っているのですね。附則に全部の履歴が載るときには、どこが何年何月の改正かというのがわかるような形には一般的になるのですが、今回の資料17ページからのものが最終的な形として、ここの間に本当はいろいろあるのかというのは、また後ほどご報告させていた

だければと思います。この規則についての改正がここであって、この間にいろいろな改正の履歴があるときには、この中に、いつ、どこを改正したのかというのが載らなくてはいけないのが一般的です。

○酒井委員 12月の分、改正文の条項の数字が間違っていてということは理解したのですが、それをまたさらに改正するものがもし間違えていると、また話がさらにややこしくなってしまうので、万全を期して規則を改正していただきたいなと思って、申し上げた次第です。

○伊藤教育長 では、意見ということで、ちょっと調べて、対応していただきたいと思います。

○平井委員 公布してから、後でわかるというのは重く受けとめなければいけない事態なのかなと思います。ですから、庁内各部署での連携を密にして、今後こういうことがないようにしてください。教育委員会は、ほかの行政部門と違うところがあるかと思うのです。いろいろな法律面からいっても。ですから、そういう部分でも、今後、文書法制所管部署も含めて連携を密にして、こういうことがないように、少し慎重な取り組みをしようという方がいいかなと思います。

○教育部長 1点だけ。平井委員からお話しいただいた部分は、我々としてもしっかり認識していかなくては行かなくて、市長部局から離れている教育委員会事務局だからこそ、その中でしっかりと対応をしていかなくては行かなくてはいけないというのが本来だと思います。市長部局であれば市長部局の法制部門があつてということなのですから、そこから離れて、教育委員会としての規則の制定とかを行っているという重さをしっかり我々は認識して、今後もしっかりとしたチェック体制を構築しながら、事務的なところも万全を期してまいりたいと思っております。今回は我々としても本当に重く受けとめておりますので、しっかり対応してまいりたいと思っております。

先ほどご意見をいただいた改正履歴に関してですが、いつ、どの条項を改正したのかというのはやはり載るような形になっておりました。

改めてご説明申し上げます。まず、今回の案件で言えば、第6条の下に附則がずっと載る形になります。これが最初に規則を制定したときからの改正の履歴となります。附則がずっと並んでいて、その途中に施行期日があつて、要は附則と施行日、改正の履歴について、例えば規則の第1条には、条文の後に「(昭和53教委規則4・全改)、(平成19教委規則4・一部改正)」と括弧書きが記載される形になります。この括弧書きと附則以下の改

正の履歴が突合されるような形になって、附則での改正がどこを改正したのかというのが一般的には条項の記載でわかるようになっているのですね。今回お示しした17ページからの規則については、今回の「規則の一部を改正する規則」が溶け込んだ状態で、最終的な規則の形がこうなって、17ページからの規則の内容についての施行が令和2年4月1日からですよという趣旨の資料になります。

○酒井委員 「溶け込んでいる」の意味がわかりました。施行されたものは、読みやすいように順次溶け込んでいるということですね。

○教育部長 そうです。

○伊藤教育長 ということは、誤解がないように、17ページの規則、先ほど示されたものは本案件に係る部分だけであって、海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則というのは、例規集として出れば、この改正履歴は全て入っているということですよ。

○教育部長 そうです。

○伊藤教育長 わかりました。

○教育部長 規則を改正する規則が可決されて、こちらの規則が改正される。規則を改正するには規則が成立しないといけないということです。「条例の一部を改正する条例」というのがよくあるのですけれども、条例を改正するためには一部を改正する条例を可決しなくてはならない。今回は、規則の一部を改正する規則が可決されると、もともとの規則が改正される。改正されるというのは、その一部を改正する規則の内容がこちらに溶け込んでいくというイメージです。

○酒井委員 わかりました。

○伊藤教育長 いい勉強になりました。

ただ、先ほど平井委員からありましたように、二度とこのようなことがないように我々の側としても進めていきたいと思えます。

それでは、ほかにご質問等もないようですので、議案第5号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第5号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第3、議案第6号、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に

関する規則施行規程の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 議案第6号、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正についてでございます。こちらにつきましては、別紙のとおり、改正について議決を求めるものでございます。

内容につきましては資料23ページをお開きいただきたいと思います。まず、改正の理由でございますけれども、学習指導要領の改定等に対応いたしまして、教科名の変更や報告項目の整理を行うことによる様式の変更及び軽微な文言の整理のため改正するものでございます。

改正内容につきましてはこちらに記載のとおりでございまして、施行期日が令和2年4月1日から施行するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。まず、資料25ページをお開きいただきたいと思います。25ページがこちらの規定の新旧対照表でありまして、旧（現行）と新（改正案）をご覧いただきたいのですけれども、まず、第9条の改正でございます。第9条につきましては、こちらに朱書きしてあるとおり、見出しについて「主任等」から「職員」へ変更するものでございまして、第9条中の「主任等の」という表記も「職員の」に改めるものでございます。また、この報告書の名前も「校務分担の主任等報告書」という名称から「校務分担の担当教員等報告書」に改めるものでございます。

なお、こちらについては第16号様式の規定でございまして、第16号様式は資料34ページをご覧いただきたいと思います。34ページが第16号様式の新旧対照表なのですけれども、先ほど第9条の「主任等の」と「職員の」というような変更につきましては、第16号様式上は「主任等」という表現はもうなくて、既に「職員」という表現となっております。また、第16号様式の名称につきましても、新、旧両方ご覧いただきますと「校務分担の担当教員等報告書」と様式上は改まっているのですけれども、第9条の規定におきまして改正がなされていなかったことから、まず第9条におきまして、今回第16条の実情に合わせた変更を行うというものが1点でございます。

あとの改正内容につきましては、資料26ページから様式の新旧対照表を記載させております。まず、26ページをお開きいただきたいと思います。26ページ以降、修正箇所につきまして、左側の新しい列に朱書きをさせていただいております。例えば26ページで申し上げますと、旧の右上では「海老名市立」空欄を挟みまして「小学校」となっていたところ

を、新をご覧いただきますと「海老名市立」ということで、「小学校」という表記を削除しているものでございます。

また、こちらの報告書の名称につきましても「教育課程編成報告書」という内容から「教育課程編成報告書（小学校）」と「(小学校)」を追記しているものでございます。このような形で改正箇所については朱書きをさせていただいております。学習指導要領の改訂等に伴いまして、教科名を「道徳」から「特別の教科である道徳」、また「総合的な学習」を「総合的な学習の時間」ということで、「の時間」を追記する、また、右側「総事業時数」を「総授業時数」に改めているものでございます。

また、第5号様式以降につきましても、このような形で教科等の名称等につきまして所要の改正を行っているものでございます。

大変雑駁でございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

学習指導要領の変更で教科等の名称が変わったり、小学校に外国語が入るということが具体であるのですけれども、それらに対応する形で様式を変更する。また、全体のこれまでの整合性がとれていなかった文言についても、軽微なものも合わせて修正したということです。既に様式は変わっているのですけれども、規程上、変わっていないものも修正したということでございます。

○酒井委員 30ページにある教育課程編成報告書（小学校）の（備考）4の「氏名についてはABCで記入する」というのはどういうことなのか、教えていただいてもいいですか。

○就学支援課長 特別支援学級のお子さんの教育課程は、実は全員違うのです。もちろん小学校、中学校の教育課程に準ずるお子さんもいれば、特別支援学校の指導要領に基づく教育課程だとか、下学年の指導内容を指導するお子さんもいるのです。なので、特別支援学級の例えば知的級の中にお子さんが3人いるとすると、Aの児童はこういう教育課程でやりますよ、Bの児童はこういう教育課程でやりますよ、Cの児童はこういう教育課程でやりますよとそれぞれ分かります。だから、個別の学習なんかで言うと、国語の時間がそれぞれ違ったりします。なので、A児童はこういう教育課程でやります、B児童はこういう教育課程でやります、C児童はこういう教育課程でやりますという形で、個別の指導計画に基づいて教育課程が編成されています。なので、個人の具体名が出ないように、Aさん、Bさん、Cさんという形。通常級だと1年生の教育課程はこうですよというくくり

なりますけれども、支援級は個別のお子さんで教育課程をつくらなければいけない制度になっています。だから、Aさん、Bさん、Cさんという名前が入っているのです。

○伊藤教育長 大きい表題で、教育課程編成報告書（小学校）、「今年度の特別支援学級」空欄で「教育課程について下記のとおり報告いたします。」ということで、全体の教育課程は、前の第4号様式に教育課程編成報告書（小学校）とあるのですけれども、この第6号様式は特別支援学級の教育課程。自立活動とか、さまざまあるのですけれども、その子によって変わるので、そういう意味で氏名をそこには記載しない。その場合、教育課程のAパターン、個人に対応しているので、Bパターン、Cパターンで示される。だから、そこは、名前ではなくて、A、B、Cで記入してくださいということです。だから、教育課程をつくるほうは、支援級の子はそれぞれの子に合わせて。第何学年ということなのだけれども、国語に何時間、自立活動に何時間とか、そのような形で進めるということです。

ただ、今まで改正していなかった軽微な文言はここでかなり修正しています。だから、さっきの何々を含むとか、含むが前に行ったり、後ろに行ったりとか、そういう文言訂正もあるはずです。あとは、小学校のみとか、中学校のみとか、今までなかったものを入れたりもしてございます。

これらは先生方の事務ということなので、一部は参考についていますけれども、これらをこの4月最初の何日までに提出するというのは既に様式で決まっています。

○平井委員 今の特別支援学級の教育課程なのですけれども、今までのもの、旧では「学級（知的・情緒・肢体）」と括弧書きで入っていますよね。新しいほうは抜いてあるのですが、抜いた理由は何かあるのですか。

○就学支援課長 新しい様式だと「今年度の特別支援学級」と「教育課程」の間が空欄なので、この空欄に記入する形となります。右表を見ていただくと「(知的・情緒・肢体)」と書いてありますけれども、「情緒」は実は「自閉症・情緒障がい学級」という言い方になっているのです。さらに、海老名市の今の特別支援学級の状況を見ると、病弱・身体虚弱学級があったり、今はもうなくなっていますけれども、弱視学級があったりということで、そのお子さんに応じて学級を設置するようになっているので、この3つの限りではないことになっています。

○海野委員 第17号様式の35ページなのですけれども、新の赤字で書いてある特別支援学級とか国際教室、通級教室は今回追加されたのでしょうか。前はほかに報告書みたいなものがあつたのでしょうか。今回ここに記載されていますけれども。

○教育支援課長 今までは様式を使っただけの報告はなかったです。今回、実情に合わせて、報告する学校にとっても報告しやすく、報告を受ける教育委員会にとっても内容を整理しやすくしたいという思いで、特別支援学級の学級名、学級担任を把握したいため、追記したものでございます。

○海野委員 以前、この学級を担当された先生方の名前はここには入っていなかったということですね。

○濱田委員 一番上の「学校」という表記を取ったのは、何か理由があるのですか。様式の一番上、何で「海老名市立」だけに修正したのか。何か意味があるのかと。

○教育支援課長 「学校」と入っていると「小」「中」を入れてこないことがあるのです。例えば「海老名学校」など。誤記を防ぐための修正でございます。

○濱田委員 大変わかりやすいです。ありがとうございます。

○伊藤教育長 事務的に、要するに「海老名小学校」か、「海老名中学校」か、よく見ればわかるのだけれども、それを入れないところがあるのね。逆に取ってしまえば書かざるを得ないだろうということね。

○濱田委員 これはもうパソコンでみんな作ってくるのですよね。

○教育支援課長 そうです。データで入っています。

○酒井委員 手書きではないですよ。

○伊藤教育長 手書きではございません。

○伊藤教育長 よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問、ご意見もございませんようですので、議案第6号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第6号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第4、議案第7号、海老名市学校運営協議会規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 議案第7号でございます。海老名市学校運営協議会規則の一部改正について

でございます。こちらの改正につきまして、議決を求めるものでございます。

内容につきましては資料55ページをお開きください。海老名市学校運営協議会規則の一部改正についてでございます。改正を要する規則は海老名市学校運営協議会規則でございます。

改正理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正による条ずれ等の軽微な文言の整理のためでございます。

改正内容をご覧いただきたいのですけれども、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正がなされました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の3に規定されている非常勤講師の報酬・身分規定が削除されたことから、その後段、「学校運営協議会」の規定が従来第47条の6だったのですけれども、条が1つ上にずれました。「第47条の6」が「第47条の5」で学校運営協議会の規定がなされたことから、法律の条項を引用しております海老名市学校運営協議会規則を改正するものでございます。

資料59ページをお開きいただきたいと思います。59ページが新旧対照表でございます。先ほど申し上げました法律の改正に伴います条ずれにつきましては、従来は「第47条の6第1項」で規定されていたものが、条が1つ上にずれることによりまして「第47条の5第1項」と変更になったものでございます。

また、目的、第1条の規定で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律につきまして、従来は「。以下「法」という。」ということで、第2条以下では「法」と略して言うような規定があったのですけれども、よくよく見ると、第2条以降に地方教育行政の組織及び運営に関する法律を引用している部分がないことから「。以下「法」という。」という規定を削除しているものでございます。

大変雑駁ですけれども、説明は以上です。よろしくお願いたします。

○伊藤教育長 上位法は条項が変わって、それを規則で引用しているのですけれども、その引用の条項が、元々の法が変わったので、その引用部分の条項を修正したということです。なおかつ「。以下「法」という。」と従来はあったのですけれども、その後、それを引用して「法」として示す部分がないので、それも削除したということでございます。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

これについては上位法の変更に対応したということでございますので、よろしいでしょうか。

○酒井委員 第3条第1項の「2以上の学校の運営に関し」とある「2以上の学校」というのはどこを指すのか、教えていただけますか。第3条の3行目と4行目に出てくるのですけれども、第3条第2項に出てくる「対象学校」を指しているのですか。

○伊藤教育長 中学校区でやることに対応しています。2以上だから、今後、海老名市として中学校区で運営協議会を1つ設置することを考えた場合、現状はないのだけれども、2以上の学校になるわけではないですか。例えば今泉中学校、今泉小学校、上星小学校って。だから、2以上で連携があるとしたら、そこで1つでもいいですよ。要するに中学校区で運営協議会を1つ設置するのも可能ですよということをあえて入れてあるのです。この先を見通して。

○酒井委員 では、単位は2校ということですか。

○伊藤教育長 そうです。

○酒井委員 わかりました。

○濱田委員 別にどこかをあらかじめ指定しているわけではないということですね。

○伊藤教育長 ただ、文章上で言うと、法的には2校とかではなくて、数で言う2以上という言葉で使われるみたいです。複数の学校でと書ければもっと具体的なのだろうけれども。だから、その前に「小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合」ということで、その先、海老高と中高一貫になるかどうかはまだ分かりませんが、可能性としてそういうのはあると考えての規定です。

○酒井委員 法令、例規特有の言い回しということですね。わかりました。ありがとうございます。

○伊藤教育長 よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、議案第7号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第7号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第5、議案第8号、令和2年度ひびきあう教育実践委託事業費に係る「特色ある取組加算額」について（非公開事件）を議題といたします。

日程第5につきましては、令和2年度当初予算に係る案件となりますので、会議を非公開にしたいと思います。本日傍聴人はいませんが、この後傍聴の希望があっても非公開ということでお願いいたします。

それでは、会議を非公開とすることについてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、これより本会議は非公開といたします。

(非公開事件開始)

(非公開事件終了)

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会2月定例会を閉会いたします。